

## 仙台市ナイトコンテンツ創出事業補助金交付要綱

(令和5年6月5日文化観光局長決裁)

### (趣旨)

第1条 この要綱は、旅行者のナイトタイムにおける活動を活発化させ宿泊促進に繋げるとともに、観光消費の拡大に資するナイトコンテンツ関連事業の創出・実施に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、仙台市補助金等交付規則（昭和55年仙台市規則第30号。以下「規則」という。）に規定するもののほか必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助事業 補助対象者が実施する補助対象事業のうち、第10条の規定により補助金の交付の決定を受けた事業をいう。
- (2) ナイトタイム 概ね18時から翌日6時までの時間帯のことをいう。
- (3) ナイトコンテンツ ナイトタイムに提供されるコンテンツをいう。

### (補助対象事業)

第3条 この補助金の交付対象となる事業は、ナイトコンテンツに関連する取り組みで、次の通りとする。

2 次に掲げる要件を全て満たすもの

- (1) 本市から補助金又は負担金等の財政的支援を受けていないこと。
- (2) 本市が共催していないこと。
- (3) 市内外からの誘客が見込める事業であること。
- (4) 市内で行われること。
- (5) 新規の事業であること又は過去に実施したことのある事業のうち、磨き上げ又は拡充が行われることで、更なる集客が見込まれるものであること。
- (6) 交付決定から、交付決定を受けた年度の1月末日までに実施される事業であること。
- (7) 次年度以降も事業を継続できる見込みがあること。
- (8) 感染症拡大防止対策を実施していること。

3 その他、市長が必要であると認めるもの。

4 前項までの規定に関わらず、事業内容が公序良俗に反すると認められる場合や、その他市長が適当でないと認める場合は、交付対象とはしない。

(交付対象者)

第4条 この要綱の規定による補助金の交付を受けることができるものは、市内に本社、支社、事業所がある法人または団体、もしくは本市の住民基本台帳に記録されているまたは市内に施設を所有あるいは賃借し、当該施設で事業を行っている個人事業者で、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 当該者が暴力団（仙台市暴力団排除条例第2条第2号第5項に規定する暴力団をいう。）または暴力団員等（同条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。）ではなく、暴力団等反社会的勢力との関係を有していないこと。
- (2) 宗教活動や政治活動を目的とした団体または事業者等でないこと。
- (3) 当該者が個人の場合にあっては、本市の市税を滞納していないこと（個人事業主としてこの要綱の規定による補助金を受けようとする場合にあっては、個人の本市の市税及び事業主として納付すべき本市の市税を滞納していないこと）
- (4) 当該者が個人以外の場合にあっては、法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告(当該申告の義務を有する者に限る。)を行っていること及び本市の市税を滞納していないこと。

2 前項の規定の適用について、この要綱の規定による補助金の交付を受けようとする者に納期限を過ぎても納付されない市税があった場合において、近い将来において確実に未納額を納付する計画書の提出が確認できたときは、当該者は前項第3号及び第4号の要件を満たすものとみなす。

(市税の滞納がないことの確認等)

第5条 前条第1項第3号及び第4号に規定する要件は、市長が申請者の同意に基づいて市税の納税状況を調査することにより、確認するものとする。ただし、申請者が、市税の滞納がないことについての証明書又は市税納付計画書（いずれの書類も申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。）を提出した場合はこの限りではない。

2 前項の規定による調査又は納税担当課が発行した徴収を猶予している旨を記載した納税証明書の提出により、市税の徴収の猶予が認められていることが確認できた場合は、市税を滞納していないこととして取扱うものとする。

(市税の取扱い)

第6条 第4条第1項第3号に規定する市税とは個人の市民税(地方税法第319条第1項の規定より普通徴収の方法によって徴収されるものに限る。)、固定資産

税，軽自動車税（種別割），都市計画税とし，事業主として納付すべき市税とは個人の市民税(当該事業主が仙台市市税条例第22条各項の規定に基づき，特別徴収義務者に指定されている場合に限る。)，事業所税とする。

- 2 第4条第1項第4号に規定する市税とは，個人の市民税(当該法人が仙台市市税条例第22条各項の規定に基づき，特別徴収義務者に指定されている場合に限る。)，法人の市民税，固定資産税，軽自動車税（種別割），特別土地保有税，事業所税，都市計画税とする。

（補助対象経費）

第7条 補助金の交付の対象となる経費及びこれらに対する補助率は，別表に掲げる通りとし，交付決定から、交付決定を受けた年度の1月末日までに支払われたものとする。

- 2 補助金の交付の対象となる経費には、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税を含まない。ただし、申請時において消費税等が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の額）

第8条 補助金の交付申請額は，補助対象経費の2分の1以内の額で，100万円を上限とする（千円未満は切り捨て）

（交付の申請）

第9条 規則第3条第1項の規定による交付の申請は，仙台市ナイトコンテンツ創出事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて市長に提出して行うものとする。

- (1) 仙台市ナイトコンテンツ創出事業補助金事業計画書（様式第2号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定等）

第10条 市長は，申請があったときは，当該申請に係る書類等の審査を行った上で，補助金の交付の可否及び補助金の額を決定するものとし，規則第6条の規定による決定の通知は，仙台市ナイトコンテンツ創出事業補助金交付決定書（様式第3号）により行うものとする。

（交付の条件等）

第11条 規則第5条第1項第1号に規定する市長の定める軽微な変更は、補助事業の内容の変更（当初事業目的を変更しない範囲のものに限る。）で、補助金の額に変更を生じないものとする。

2 規則第5条第1項各号の規定による変更等の申請は、仙台市ナイトコンテンツ創出事業補助金事業変更等承認申請書（様式第4号）により行うものとする。

3 前項の申請に対する承認は、仙台市ナイトコンテンツ創出事業補助金事業変更等承認通知書（様式第5号）により行うものとする。この場合において、市長は、交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

4 前項の規定による取消し又は変更を行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

5 規則第5条第2項の規定による交付の条件は、補助事業を行うため契約を締結する場合について、一般競争入札に付するなど本市が行う契約手続の取扱いに準拠するものとする。

（申請の取下げ）

第12条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、交付決定の通知があった日から30日を経過した日までに仙台市ナイトコンテンツ創出事業補助金交付申請取下書（様式第6号）により行うものとする。

（状況報告）

第13条 規則第9条の2の規定による補助事業の遂行状況の報告は、書面又は口頭により行うものとする。

（補助事業の遂行の指示等）

第14条 市長は、前条の規定による状況報告を受けた場合において、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対して、これらに従って補助事業を遂行すべきことを指示するものとする。

2 市長は、補助事業者が前項の規定による指示に違反したときは、当該補助事業者に対し、補助事業の遂行の一時停止を指示するものとする。

3 前2項の規定により指示を行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

（実績報告）

第15条 規則第12条第1項の規定による実績報告は、仙台市ナイトコンテンツ創

出事業補助金事業実績報告書（様式第7号）に関係書類を添えて、事業完了後速やかに行わなければならない。

（補助金の額の確定等）

第16条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定する。

2 規則第13条の規定による通知は、仙台市ナイトコンテンツ創出事業補助金確定通知書（様式第8号）により行うものとする。

（補助金の交付）

第17条 市長は、前条第1項の規定による補助金の額の確定等を行った後に補助金を交付するものとする。

2 補助事業者は、前条第2項に規定する補助金の額の確定の通知を受けた場合には、仙台市ナイトコンテンツ創出事業補助金交付請求書（様式第9号）を速やかに市長に提出しなければならない。

（是正のための措置）

第18条 市長は、第15条の規定による実績報告を受けた場合において、当該補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に指示するものとし、理由を付して書面により通知するものとする。

（決定の取消し）

第19条 市長は、補助事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- （1）虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき
- （2）補助金を他の用途に使用したとき
- （3）補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他規則又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき

2 市長は、前項の規定による取消しを行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

（補助金の返還）

第20条 市長は、補助金の交付の決定を取消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を請求するものとする。

2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の返還を請求するものとする。

3 前2項の規定により返還を請求する場合は、書面により通知するものとする。

(立入検査等)

第21条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者から報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員にその事務所、事業所等に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させるものとする。

2 市長は、前項の規定による報告等の結果、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、磨き上げその他必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(書類の整備等)

第22条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、かつ、補助金の交付を受けた年度の翌年度から10年間保存しておかなければならない。

(委任)

第23条 この要綱の施行に関し必要な事項は、文化観光局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月5日から実施する。

附 則 (令和5年11月1日改正)

この改正は、令和5年11月1日から実施する。

別表

補助対象経費	補助率（補助金の額）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 需用費（印刷物，看板，消耗品等）</li> <li>・ 役務費（郵送料等）</li> <li>・ 使用料及び賃借料（会場使用料，備品賃借料，冷暖房等使用料等）</li> <li>・ 備品購入費（機械器具等購入費等）</li> <li>・ 委託料（アドバイザー派遣，コンテンツの企画，地図のデザイン等）</li> <li>・ その他市長が事業実施に必要と認める経費</li> </ul>	<p>補助対象事業経費の 1 / 2 以内（上限 額:100万円）</p>

以下の経費については、補助対象外とする

- (1) 対象事業に直接関係のない経費
- (2) 交付決定前に発生した経費
- (3) 対象事業を行う者における経常的な経費(運営に係る人件費及び旅費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金仲介手数料、光熱水費、通信料等)
- (4) 実施主体の会食費、弁当代等の飲食費
- (5) 対象事業における資金調達に必要となった利子等